令和３年度第６回水巻町農業委員会総会

会議録（概要版）

第６回農業委員会総会

１．開会日時　　令和３年９月７日（火）　　午前１０時００分

２．閉会日時　　令和３年９月７日（火）　　午前１１時１０分

３．場　　所　　水巻町役場　３階　３０２会議室

４．出席農業委員

木寺　敬一郎会長　　木原　一博副会長

１番　甲斐　洋子委員　　２番　森田　まゆみ委員

３番　嶺　　才三委員　　４番　江藤　喜美雄委員

５番　小田　尚徳委員　　６番　小田　弘二郎委員

７番　永沼　　靖委員　　８番　木原　年廣委員

出席推進委員

北部　　佃　一俊委員　　南部　　入江　弘委員

５．出席事務局員

事務局長　　藤田　恵二　　係　　長　　白川　勉

係　　員　　稲田　幸一郎　　係　　員　　入江　浩二

６．欠席委員

なし

７．会議日程

⑴ 開　会

⑵ 会長挨拶

(3) 議事録署名委員２名

４番　江藤　喜美雄委員　　５番　小田　尚徳委員

(4) 農地法第４条申請について

(5) 農地法第５条申請について

(6) その他事項

ア．農地パトロールについて

イ．農業委員会だより編集会議について

ウ．現況証明願いについて

エ．今後の予定

(7)　閉会

第６回水巻町農業委員会総会

令和３年９月７日

（午前 10 時 00 分開会）

木寺会長　；(挨拶)

出席 12 名、定足数に達していますので、ただいまから、令和３年度第６回農業委員会総会を開会いたします。

議題第１、会議録署名委員の指名について、を議題といたします。本総会の会議録署名委員に、4 番 江藤喜美雄委員、5 番 小田尚徳委員を指名します。

議題第２、農地法第４条申請について、を議題といたします。

4 条申請の①および②については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第４条-①、4 条-②申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である江藤委員から説明をお願いします。

江藤委員　；追加資料で配布されている中に航空写真があります。この写真がよくわかると思いますのでこれで説明していきたいと思います。今回の申請地は雨水等の排水についても周辺農地には影響はありません。問題は違反転用ではありますが、今回 35、6 年経っており、そのまま我々農業委員会も事務局も放置していたということもあり一連の責任も免れないものだと考えますが、事情をご賢察の上、皆さま方のご意見をいただきながら採決に移させていただければありがたいなと思います。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

小田(尚)委員；確認ですが、庭石を置いて自動車も 6 台置いているとなっていますが、職業は無職になっていますが、造園業をやっておられる方ですか。

江藤委員　；現在は無職です。旦那さんについては、元教員でありまして後にご夫婦で新聞販売店も経営されていたので、そういう関係でご親戚含めて来客がかなり多いということで駐車場として使用されていたと聞いています。

木寺会長　；小田委員、よろしいですか。

小田(尚)委員；庭石をこれだけ置いていたということですが、特段こういう事業をしていたというわけではないんですね。

江藤委員　；そうです。造園業とかそういう類の専門的な事業はされておりません。

小田(尚)委員；わかりました。

木寺会長　；その他にご意見があれば挙手のうえ発言をお願いします。

小田(弘)委員；細かい話しですみません。大塲さんの“場”という字が違うようなんだけど。間違えじゃないですか。

事務局　；こちらは外字といいまして戸籍上この漢字になっておられる方もいらっしゃいます。

小田(弘)委員；問題なければいいです。

木寺会長　；その他にありませんか。ないようなので、質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。採決はそれぞれ、別に行います。

はじめに、議題第２、農地法第４条-①申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第２、農地法第４条-①申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続いて、議題第２、農地法第 4 条－②申請について、採決を行います。議題第２、農地法第４条－②申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第２、農地法第 4 条－②申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

議題第３、農地法第５条申請についてを議題といたします。

はじめに議題３、農地法第５条-①申請について事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第５条-①申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長；今、事務局から説明があった通りで私のほうからは説明することはありません。補足として 6 ページを開いてください。右側のほうに水巻町所有地を書いている所ですね。これを含めた法面をアスファルトの舗装にしてくれるという話になっておりますので他は問題ないと思います。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

ないようなので、質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題第３、農地法第５条-①申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第３、農地法第５条-①申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続いて、議題３、農地法第５条-②申請について事務局の説明を求めます。

事務局　　；　　≪農地法第５条－②申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である木原副会長から説明をお願いします。

木原副会長；10 ページを開いてください。下の B-B の断面図ですが用悪水路のところに側溝がありますがこれは農業用水の側溝です。これの右側に少し斜めになっています。これは町有地になります。この町有地に雑草が生えるので業者の方にここにアスファルトをしてくれないかとお願いしかできないんですがやってくれるかどうかわかりません。それだけが引っかかっています。以上です。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

江藤委員。

江藤委員　；2 点ほど。１点は事務局にお尋ねですが、9 ページ、A-A 断面の通路の真ん中を念頭に入れて 10 ページの縦断図の左側のセットバックする部分ですが官民境界はわかりますが 1.075 というのがセットバックする位置ですよね。12 ページを見ると暗渠が入っているんですよ。側溝を埋設するのかあるいは円環かわかりませんが横断暗渠 250 が入ることになっていますが縦断図では図示がされておりません、記入漏れと理解していいですか。

木寺会長　；事務局、よろしいですか。

事務局　；おっしゃる通り書いておりませんので、こちらのほうから指導して修正してもらうように伝えます。

江藤委員　；はい、よろしくお願いします。あと、もう 1 点ですが、先ほど地元の委員さんから町有地をアスコンでというお話しがありましたがコンクリートのほうがいいんじゃないかと考えるんですが事務局のほうと協議してください。以上です。

木寺会長　；はい。その他に意見がある場合は挙手のうえ発言をお願いします。ないようなので、質疑を終わります。

ただいまから、採決を行いますが、木原副会長については、利害関係者となりますので、ここで退室をお願いします。

10 時 34 分　木原副会長退室

木寺会長　；それでは、採決を行います。議題３、農地法第 5 条-②申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第３、農地法第 5 条-②申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

採決が終わりましたので、木原副会長については入室をお願いします。

10 時 35 分　木原副会長入室

木寺会長　；続いて、議題３、農地法第 5 条－③申請について、事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第 5 条－③申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員　；その前に事務局、事業計画書の貸資材置場 500 ㎡、貸駐車場 56 ㎡という数字を初めて見て理解できなかったんだけど、どういうことですか。

事務局　；図面の中で資材置場としてバラスを置く部分と車を駐車する部分が分かれているということで計画書でも分けて記載してもらいました。

永沼委員　；P7 の申請地の東側、平成 26 年か 27 年くらいに農地転用されているんですが、そのまま放ったらかしで境界も何もしていないので、まだ隣が田んぼを作っているから、お宅も空洞ブロックを打って 3 月の用水が流れるまでに工事を

終わらせてくださいとお願いしました。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

小田(尚)委員；すみません。池田修さんは建設業で転用目的が貸駐車場、貸資材置場になっているのは何故ですか。

事務局　　；今回申請されておられる池田修さんがご自身が経営されており、会社名義で買われるのではなく、ご自身の名前で買って会社に対して賃貸するということで、あくまで自分で経営する会社の資材置場、駐車場という場合は農地法の手続き上は貸資材置場、貸駐車場となります。

小田(尚)委員；では何という建設会社ですか。

事務局　　；すみません。今、契約書を出させておる状況でしてまだ会社名までは把握しておりません。

小田(尚)委員；すみません。勘ぐり過ぎかもしれませんが立屋敷で資材置場といって農地転用された所が転売されてスクラップ置き場に変わって、そういうことはないと思うんですけど、こういう場合も転用というものについては、あとあと問題がないようにフォローしていただきたいと思います。

木寺会長　；事務局。

事務局　　；法的なところで言いますと農地転用としてはあくまで事業計画までで、今回であれば資材置場ということで完成して完了となった場合はここで法的な縛りは無くなってしまうんですね。

木寺会長　；来月でもいいんで小田委員の質問にあった建設会社の名前がわかればご報告お願いします。

事務局　　；はい。

木寺会長　；ご意見があれば挙手をお願いします。
小田委員。

小田(弘)委員；昔、会社で 1 カ所でも訂正がある書類は見たことがなかったのですが、県の人が見たらおおって思うくらいこの書類は気になるんですよね。間違いなくやっているんだろうけれど、訂正箇所が多いので注意した方がいいんやないかな。

木寺会長　；永沼委員。

永沼委員　；私ももらいましたが、ここにある書類が手に付けられんのです。相当大変だったと思います。ここまで資料ができただけでもよしとせなと、私はそう思います。

木寺会長　；事務局。

事務局　　；書類上は捨印がついておりますので、修正をすることに手続き上問題はないのですが、やはり農業委員会総会の資料として出すときには適切な見やすい資料で出すことは当然のことでございますので、書類作成、指導等は今後継

続してやっていきたいと思います。

木寺会長　；よろしいでしょうか。

外にご意見はある場合は挙手をお願いします。ないようなので質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題第３、農地法第 5 条－③申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第３、農地法第 5－③条申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

続いて、議題３、農地法第５条－④申請について事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地法第 5 条－④申請について説明≫

木寺会長　；それでは地元の農業委員である永沼委員から説明をお願いします。

永沼委員　；5 ページの上側道路に農業用水が入っています。ずっとまっすぐいって赤いところから南側に用水路がいってしまうのですが、今回問題ありません。7 ページ、ここは用水から道路へ水がいって子供の足の甲くらいまで水がきていましたが、今回パイプ送水にしてもらい問題も解決しました。

田んぼに水を入れたら、十分に水もいきわたって作っている方から苦情も来ていません。通学路にも水が来ないのでありがたく思っています。北から南に用水のパイプを引いて、道路の下に 300 の排水が入っているので、用水の余ったのを落とすようにして農業用水がいるときは止めて、いらないときは流します。西から東セットバックしたところに今まで用水があったのですが、東から西は１センチしか勾配がないので、雨水は農業用水を落とすのと同じ自然排水へ落とすと図面に書かれています。それは事務局から説明がありました。13 ページの水利承諾書にこれだけ項目を入れたのは、数年前に〇〇さんに口頭で言って全部聞いてくれていないんですよ。今回、ここに入れさせていただきました。

木寺会長　；ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。

ないようなので、質疑を終わります。ただいまから、採決を行います。

議題第３、農地法第 5 条－④申請について、賛成の方は、挙手をお願いします。

一同　；(挙手)

木寺会長　；賛成全員と認めます。よって議題第３、農地法第 5 条－④申請については、許可相当として福岡県へ進達することに決しました。

議題第４、その他を議題といたします。

はじめに、農地パトロールの報告について事務局の説明を求めます。

事務局　；　≪農地巡回パトロールについて報告≫

木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
小田委員。
小田(尚)委員；確認です。8月長雨で実際雑草を刈ることができなかったんですよ。
そういう中で3番と4番耕作者へ管理依頼ということですが、依頼するんですか、それとも経過観察するのですか。
木寺会長　；事務局お願いします。
事務局　；耕作者については電話等で、夏前には刈られているようですけれど、又電話等で連絡するようにしています。
木寺会長　；小田委員。
小田(尚)委員；確かに8月の長雨で中に入れない、雨前に刈ってれば違うのですが、8月に刈れなかったところは結構雑草が繁茂しています。そういう事を理解したうえで、やろうとしたけれどもできなかったと思うので、感情のもつれになってもいけないので、一方的に言われてもと思うことがありますのですみません。
木寺会長　；そのほかにご意見のある場合は挙手をお願いします。
ないようなので続きまして農業委員会だより編集会議について事務局の説明を求めます。
事務局　；　≪農業委員会だより編集会議について説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、議題にはありませんが、現況証明願について、事務局から報告があるそうですので、事務局説明をお願いします。
事務局　；　≪現況証明願いについて説明≫
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、続けて、事務局から今後の予定を説明願います。
事務局　；今月の農地転用の締め切り日は9月27日、月曜日、17時15分となっております。次回の総会開催予定日は10月11日、月曜日、10時からとなっております。今後の予定の説明は以上です。
木寺会長　；この件について、ご意見がある場合は挙手をお願いします。
それでは、全体を通して、何かご意見がありましたら、挙手をお願いします。
ないようでしたら、以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これをもちまして、令和3年度第6回農業委員会総会を閉会いたします。
（午前11時10分閉会）

会議録署名人

4 番

5 番